

## 建設業の業況

### 1. はじめに

わが国の建設業は長時間労働が常態化していること、長時間労働にもかかわらず他産業に比べ賃金水準が低いことから、特に建設技能労働者の入職、定着が困難な状況となり、平成9年の685万人をピークとして減少を続け、極めて速いスピードで高齢化している。

また、政府が進める働き方改革における「働き方改革関連法」による「改正労働基準法」の罰則付き時間外労働時間の上限規則が2024年に適用を受けることとなるため、長時間労働の是正は急務となっている。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会では、持続可能な建設業の実現に向けて、「請負契約の透明化による適切なリスク分担」、「適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保」、「魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性の向上」について検討がなされ、中間とりまとめがなされた。

このような状況の中、建設業の業況について、直近のデータを交えて紹介する。

### 2. 建設投資の概要

令和5年度の建設投資は、国土交通省「令和5年度建設投資見通し」をみると70兆3,200億円(前年度比2.2%増)と見通されている。

このうち、政府投資については前年度比4.5%増の25兆3,400億円、民間投資については前年度比1.0%増の44兆9,800億円と見通されている。これを建築・土木別に見ると、土木投資については前年度比4.9%増の26兆8,900億円、建築投資については前年度比0.6%増の43兆4,300億円と見通されている。

また、令和4年度の建設投資は、前年度比1.5%増の68兆7,900億円となると見込まれている。このうち、政府投資は前年度比0.9%増の24兆2,500億円、民間投資は前年度比1.8%増の44兆5,400億円と見込まれている。これを建築・土木別に見ると、土木投資が前年度比3.0%増の25兆6,300億円、建築投資が前年度比0.6%増の43兆1,600億円となると見込まれている。

建設投資は、平成4年度の84兆円をピークに減少基調となり、平成22年度には平成4年度の半分程度にまで減少した。その後、東日本大震災からの復興等により回復傾向となっている。令和5年度の建設投資については、令和4年度の補正予算等に係る政府建設投資が見込まれることなどから、総額として70兆3,200億円と見通されている(図-1参照)。

令和5年度の建設投資の構成を見ると、政府投資が36%、民間投資が64%である。民間投資のうち住宅、非住宅及び建築補修(改装・改修)投資を合わせた建築投資が全体の53%を占めている。政府投資は土木投資が全体の27%を占めており、この両者で建設投資全体の80%を占めている(図-2参照)。

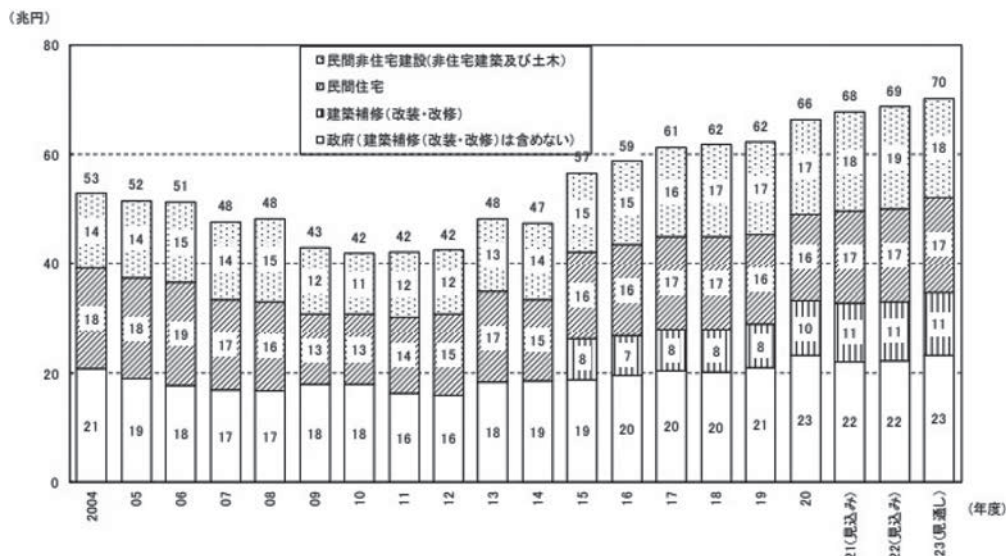
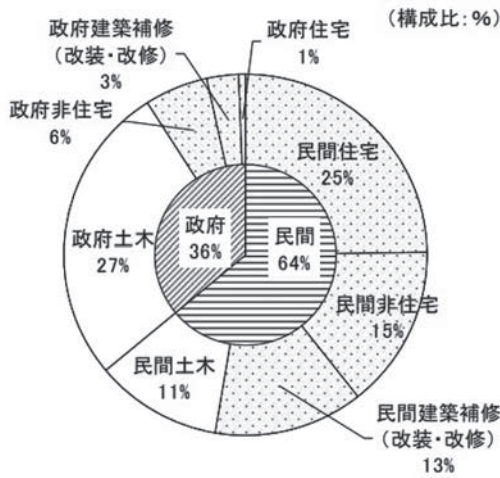


図-1 建設投資額(名目値)の推移(出所:国土交通省)

# 統計



図一 令和5年度建設投資の構成(名目値)

### 3. 全国許可業者数の推移

国土交通省「建設業許可業者数調査の結果について」をみると、令和5年3月末現在の建設業許可業者は474,948業者で、前年同月より345業者(0.1%)の減少となった。

令和5年度中に新規に建設業許可を取得した業者は16,404業者で、前年度比12.8%の減少となった。

また、令和4年度中に建設業許可が失効した業者については16,749業者であり、前年度比4.1%の減少となった。内訳としては、建設業を廃業した旨の届出を行った業者は7,476業者であった。一方、許可の更新手続きを行わないことにより許可が失効した業者は9,273業者であった。

建設業許可業者数が最も多かった平成12年3月末時点の、業種別許可の総数は1,392,339業者で、比較すると22.0%の増加となっている(図一3参照)。

なお、業種別許可業者数についてみると、令和5年3月末現在において許可を取得している業者の数が最も多い業種は、とび・土工工事業であり全体の37.6%を占める。次いで、建築工事業が30.5%、土木工事業が27.6%が続いた。

一方、取得している業者の数が最も少ない業種は清掃施設工事業であり、全体の0.1%程である。次いでさく井工事業の0.5%、消防施設工事業の3.3%が続いた(図一4参照)。

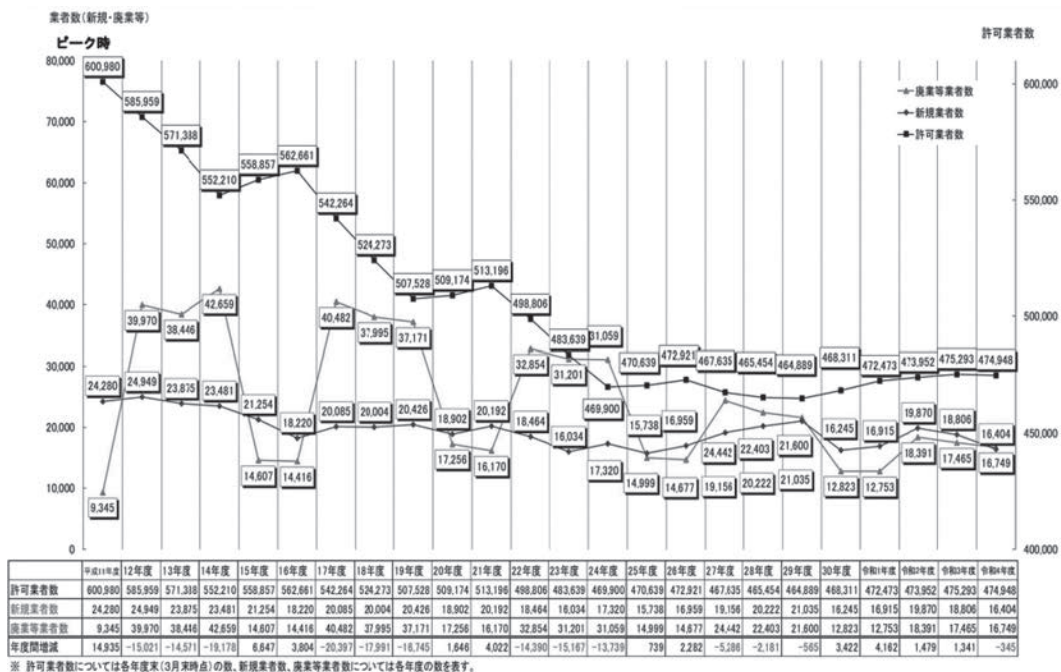
### 4. 建設業許可業者における業種別許可業者数の増減

平成5年3月末現在の取得業者数が増加した許可業種は24業種となった。増加率についてみると、熱絶縁工事業が5.4%と最も高く、ガラス工事業が4.8%、板金工事業が4.3%で続き、以下解体工事業と左官工事業3.9%、防水工事業と鉄筋工事業が3.8%が続いている。

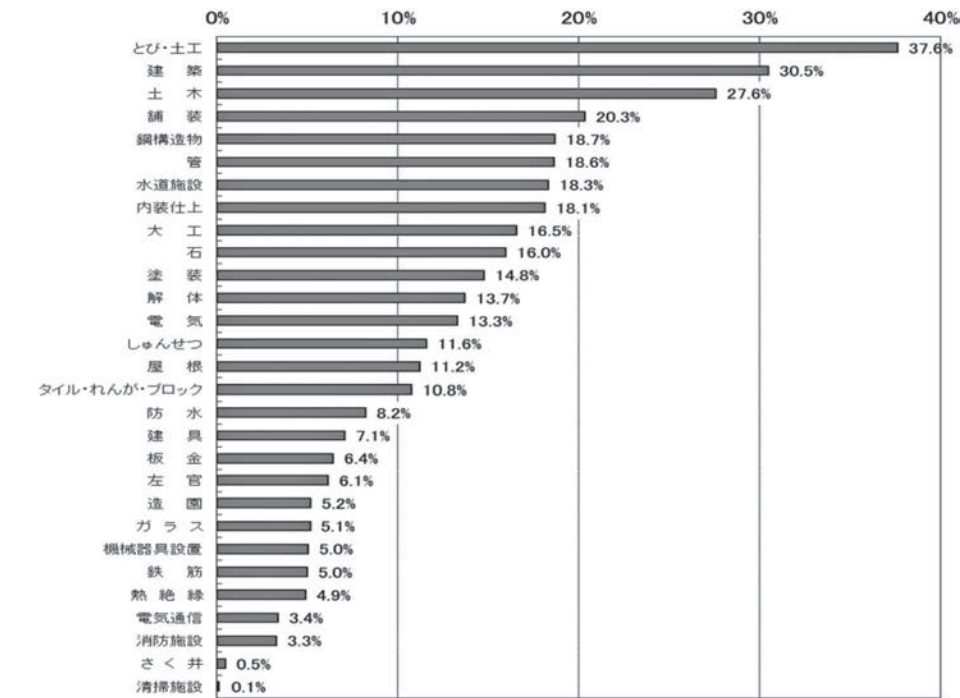
一方、前年同月に比べて取得業者数が減少した許可業種は5業種となった。減少率についてみると清掃施設工事業が3.2%と最も高く、建築工事業が1.4%、さく井工事業1.3%が続き、造園工事業1.0%が続いている(表一1参照)。

### 5. 労働災害発生状況

令和4年の労働災害発生状況について厚生労働省「労働災害発生状況」をみると、全産業における新型コロナウイルス感染症への患によるものを除いた休業4日以上の死傷者数は132,355名であり、



図一3 許可業者数・新規及び廃業等業者数の推移(出所:国土交通省)



平成 28 年 6 月 1 日施行により、従前の 28 業種に解体工事業が追加された。

図—4 建設業許可業者における業種別許可の取得率 (出所：国土交通省)

表—1 建設業許可業者における業種別許可業者数の増減表 (出所：国土交通省)

【業者数が増加した許可業種】

許可業種	前年同月比
解体	2,447 業者 (3.9%)
塗装	2,052 業者 (3.0%)
鋼構造物	1,880 業者 (2.2%)
石	1,862 業者 (2.5%)
内装仕上	1,843 業者 (2.2%)
とび・土工	1,761 業者 (1.0%)
屋根	1,663 業者 (3.2%)
タイル・れんが・ブロック	1,655 業者 (3.3%)
防水	1,418 業者 (3.8%)
板金	1,250 業者 (4.3%)
熱絶縁	1,191 業者 (5.4%)
しゅんせつ	1,162 業者 (2.2%)
ガラス	1,115 業者 (4.8%)
左官	1,083 業者 (3.9%)
大工	1,032 業者 (1.3%)
建具	1,014 業者 (3.1%)
舗装	926 業者 (1.0%)
鉄筋	864 業者 (3.8%)
電気	639 業者 (1.0%)
水道施設	481 業者 (0.6%)
管	295 業者 (0.3%)
機械器具設置	287 業者 (1.2%)
電気通信	243 業者 (1.5%)
消防施設	46 業者 (0.3%)

【業者数が減少した許可業種】

許可業種	前年同月比
清掃施設	▲ 13 業者 (▲ 3.2%)
さく井	▲ 31 業者 (▲ 1.3%)
土木	▲ 206 業者 (▲ 0.2%)
造園	▲ 250 業者 (▲ 1.0%)
建築	▲ 2,090 業者 (▲ 1.4%)

# 統計

前年同期 130,586 名と比べ 1,769 名 (1.4%) 増加した。

また、新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた労働災害による死亡者数は、774 名であり、前年同期 778 名と比べ 4 名 (0.5%) 減少した (図-5、6 参照)。

一方、建設業における休業 4 日以上の死傷者数は、14,539 名であり、前年同期 14,926 名と比べ 387 名 (2.59%) 減少した。一方、死

亡者数については 281 名となっており、前年同期 278 名と比べ 3 名 (1.08%) 増加した。

死傷災害については減少する結果となったが、死亡災害については増加する結果となった。

死傷災害における事故の型別についてみると、「墜落・転落」が 31.6% で最も多く、次いで「転落」が 11.9%, 「はさまれ・巻き込

○ 令和 4 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに発生した労働災害について、令和 5 年 4 月 7 日までに報告があったものを集計したもの  
 ○ 第 13 次労働災害防止計画において、平成 29 年と比較して令和 4 年までに死亡者数は 15% 以上の減少、死傷者数は 5% 以上の減少を掲げている。

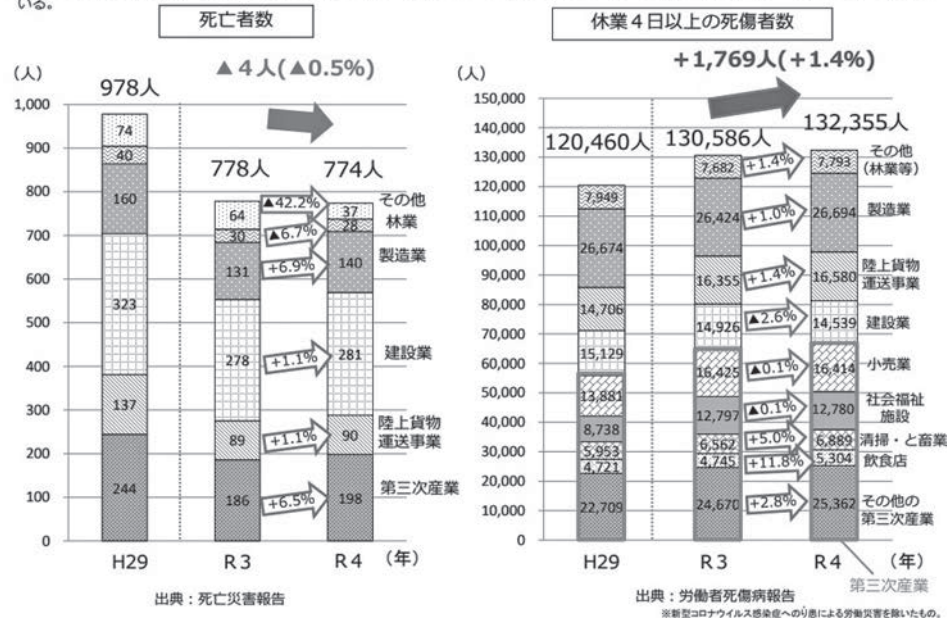
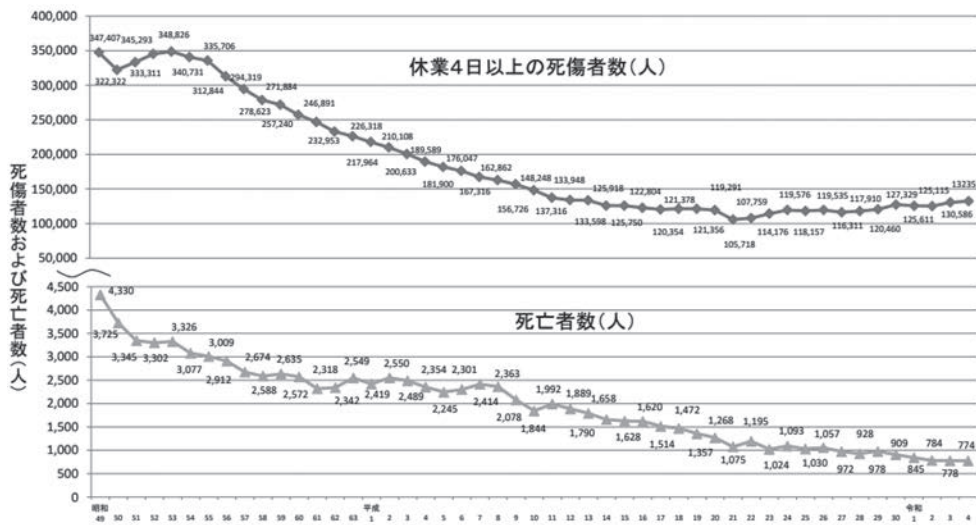


図-5 令和4年業種別労働災害発生状況 (出所: 厚生労働省)

・ 死亡者数は、平成29年以降減少傾向を維持している。  
 ・ 休業4日以上の死傷者数は、長期的には減少傾向にあるが、近年、増加傾向にあり、平成14年以降で過去最多となった。



出典: 平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成  
 平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成  
 ※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

図-6 労働災害による死亡者数、死傷者数の推移 (出所: 厚生労働省)

統計

まれ」が11.7%であった。

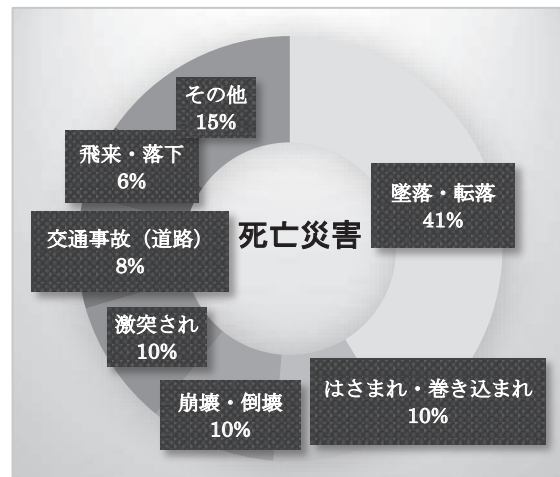
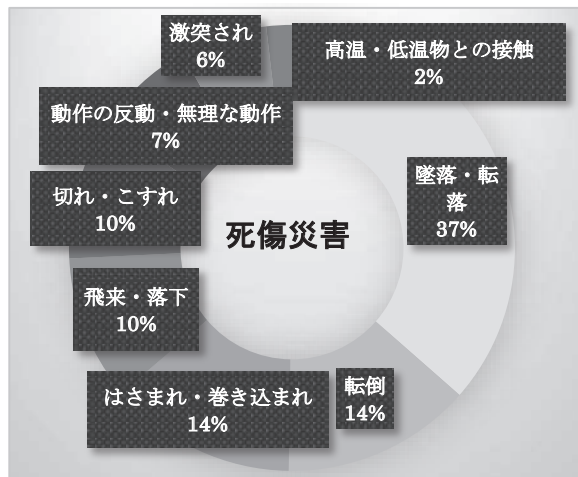
壊・倒壊」と「激突され」が9.6%で続いた（表－2、図－7参照）。

また、死亡災害における事故の型別についてみると「墜落・転落」が41.3%で最も多く、次いで「はさまれ・巻き込まれ」が10.0%、「崩

表－2 建設業における事故の型別 労働災害発生状況（出所：厚生労働省）

[人]

		H29	H30	R1	R2	R3	R4	
死傷災害		15,129	15,374	15,183	14,790	14,926	14,539	100.00%
業種別	土木工事業	4,015	3,889	3,808	3,933	4,038	3,942	27.11%
	建築工事業	8,306	8,554	8,417	8,074	7,895	7,606	52.31%
	その他の建設業	2,808	2,931	2,958	2,783	2,993	2,991	20.57%
事故の型別	墜落・転落	5,163	5,154	5,171	4,756	4,869	4,594	31.60%
	転倒	1,573	1,616	1,589	1,672	1,666	1,734	11.93%
	はさまれ・巻き込まれ	1,663	1,731	1,693	1,669	1,676	1,706	11.73%
	飛来・落下	1,478	1,432	1,431	1,370	1,363	1,318	9.07%
	切れ・こすれ	1,312	1,267	1,240	1,257	1,339	1,272	8.75%
	動作の反動・無理な動作	880	875	885	947	981	940	6.47%
	激突され	734	832	842	791	825	800	5.50%
	高温・低温物との接触	210	340	238	289	210	233	1.60%
	その他	2,116	2,127	2,094	2,039	1,997	1,942	13.36%
死亡災害		323	309	269	256	278	281	100.00%
業種別	土木工事業	123	111	90	101	100	108	38.43%
	建築工事業	137	139	125	101	132	117	41.64%
	その他	63	59	54	54	46	56	19.93%
事故の型別	墜落・転落	135	136	110	95	110	116	41.28%
	はさまれ・巻き込まれ	28	30	16	27	27	28	9.96%
	崩壊・倒壊	28	23	34	27	31	27	9.61%
	激突され	23	18	26	13	19	27	9.61%
	交通事故（道路）	50	31	27	37	25	24	8.54%
	飛来・落下	19	24	18	13	10	16	5.69%
	その他	40	47	38	44	56	43	15.30%



図－7 事故の型別内訳（出所：厚生労働省）

# 統計

## 6. 建設業倒産件数の推移

令和4年の建設業の倒産件数について東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をみると、令和3年より15.3%（169件）増加し1,274件であった。倒産件数については、2020年より減少を続けてきたが、3年ぶりに増加することとなった。

また、負債額についても令和3年度より20.0%（212億円）増加し、1,267億円であった。負債額については、2年連続で増加することとなった（図-8参照）。

## 7. 建設業就業者数の推移

建設業就業者数は、バブル後の不況下でも一貫して増加を続け、結果的にわが国の雇用の安定に寄与してきたが、平成9年の685万人をピークとしてその後は減少が続いてきた。

令和4年の技術者や技能者、事務系を含めた建設業就業者数は479万人であり、前年の485万人より6万人減少した。

一方、建設業に従事する技能労働者数については、平成9年の455万人をピークとして減少が続いており、令和4年の技能労働者

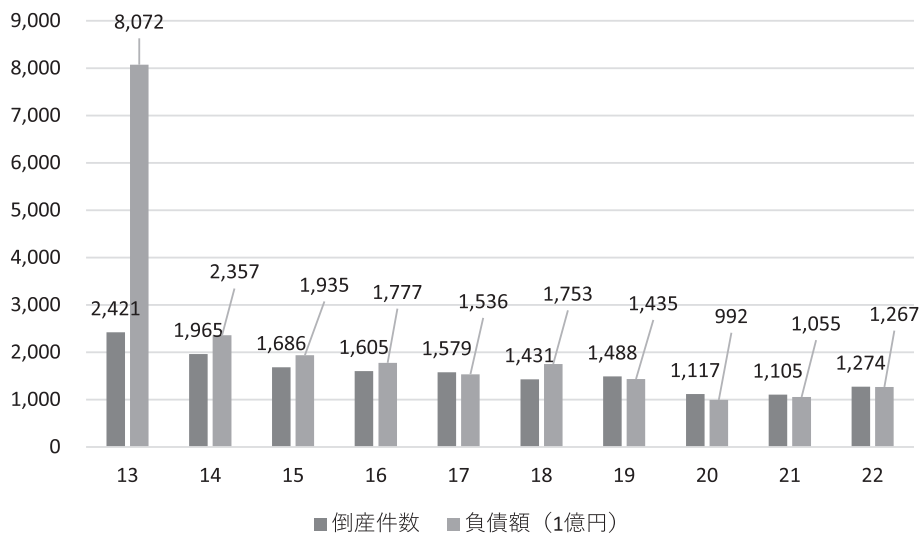


図-8 建設企業倒産の推移（出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」）

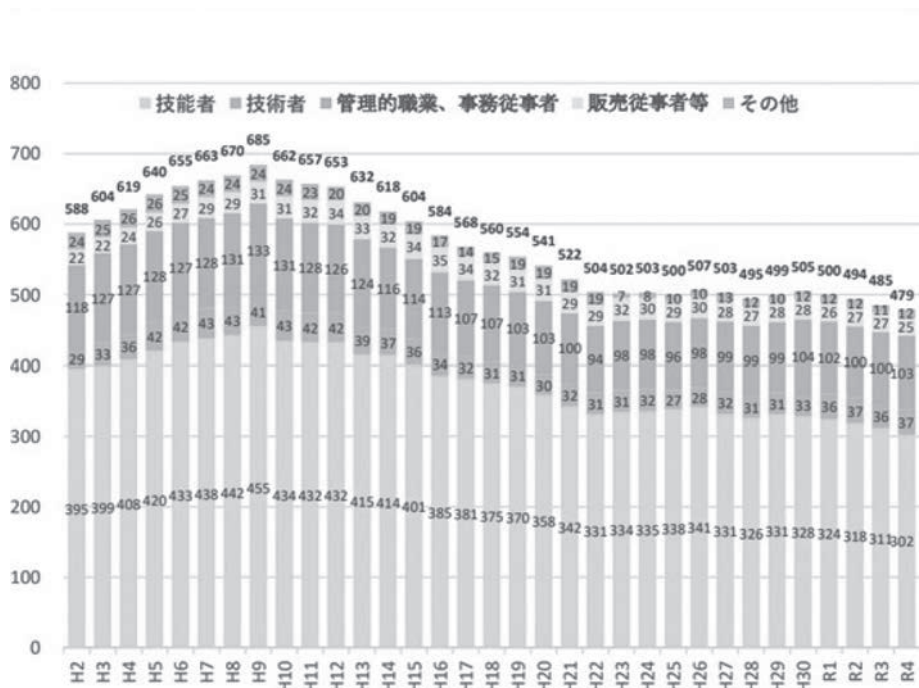
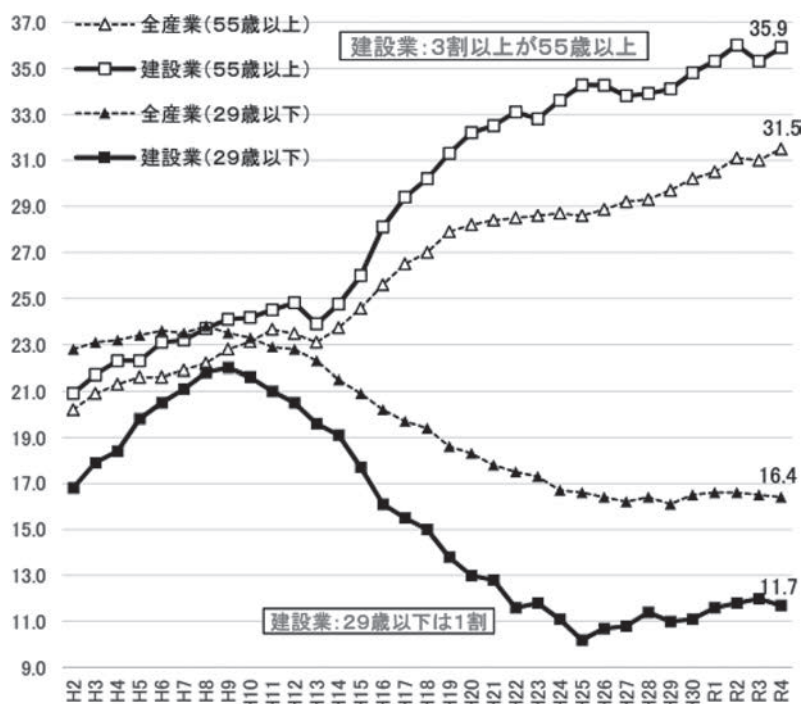


図-9 建設業就業者数の推移（出所：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出）



図一10 建設業就業者の高齢化の進行 (出所：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出)

数についても前年の311万人より9万人減少し、302万人となった(図一9参照)。

また、令和4年の建設業就業者を年齢層別にみると、55歳以上の割合は令和3年より0.4%上昇し35.9%となった。一方、29歳以下の割合は前年より0.3%減の11.7%となった。

建設業では、就業者の3人に1人以上が55歳以上の状況にあり、29歳以下の就業者は10人に約1人しかおらず、高齢化がさらに進んでいる状況にある(図一10参照)。

### 8. おわりに

現在建設業界は、担い手の不足、資機材の価格高騰、時間外労働

規制への対応、適正な請負契約の締結など、多くの課題を抱えている。

このような諸課題に対し、中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会では、昨年9月に建設産業が抱える諸課題に関し講ずべき措置について検討し、中間とりまとめを公表した。その中で掲げられている、「請負契約の透明化による適切なりリスク分担」、「適切な労務費等の確保や賃金生き渡りの担保」、「魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上」などは、どの課題も早急に解決していかなければ、業界を持続させていくことができない重要な課題である。国、総合工事業、専門工事業などが、それぞれにこれらの取り組みを進めていかなければならない。

(文責 清水)